

報告（３）

令和８年（２０２６年）８月２７日

令和９年度（２０２７年度）熊本市立平成さくら支援学校使用
の附則第９条図書（一般図書）の採択について

平成さくら支援学校において令和９年度（２０２７年度）に使用する一般図
書については、次のとおりとする。

１ 使用予定教科 ２ 教科（国語、数学）

２ 令和９年度（２０２７年度）使用予定教科用図書一覧

	教科	出版社名	教科書名	金額 (税抜き)
一 般 図 書	国語	日本教育研究出版	ひとりだちするための国語	１７００円
	数学	日本教育研究出版	ひとりだちするための算数・数学	１６００円

資料1-1

平成さくら支援学校発第 202 号
令和 8 年 7 月 10 日

熊本市教育長 様

熊本市立平成さくら支援学校長
伊藤 孝美

教 材 使 用 承 認 願

下記の通り準教科書を使用したいので承認くださるよう申請します。

記

教 科 名	教材の名称	編著者名	発行者名	価 格	使用学年	使用部数	使用期間	その他
国語	ひとりだちするための国語	子どもたちの自立を支援する会	日本教育研究出版	1,700（税別）	1 ～ 3	32	3	継続
数学	ひとりだちするための算数・数学	子どもたちの自立を支援する会	日本教育研究出版	1,600（税別）	1 ～ 3	32	3	継続

資料 1 - 2

選定理由書

熊本市立平成さくら支援学校

種目（国語） 著者名（ひとりだちするための国語） 発行者（日本教育研究出版）		
調 査 の 観 点		調 査 の 結 果
内容 に 関 する こ と	構成（題材、配列等）	日常生活や社会生活を営む上で必要な、自己紹介や電話のかけ方等の基礎的な内容から新聞やチラシを取り扱った題材まで、幅広い構成となっている。
	学習効果（授業での使いやすさ、生徒への効果）	書き込み形式となっており、生徒にとっては、学習の軌跡となり、充足感が得られやすい。また、在学時や卒業後の生活の場で生かせる内容となっているので、将来の自立、社会参加に向けた学習ができる。
	系統性（展開）	自己紹介や電話のかけ方等の題材から新聞やチラシの題材、アルバム作りの題材と取り扱っている題材が幅広い。また、学年進行で繰り返し使用することができる内容となっている。
	学習指導要領との関連等	教科の目標に対応している内容であり、1段階・2段階に応じた学習の展開が図れる内容である。また、「生活単元学習」や「総合的な探究の時間」にも活用できる内容である。
体裁 に 関 わ る こ と	文字の大きさや分量、表記、図版、レイアウト等	文字の大きさも適当で、漢字にはルビがふってあり、生徒が自ら学習を進めることができる。具体的な挿絵等もあり、視覚的にも分かりやすい。
	利便性、価格	生徒に必要な学習内容が探しやすく、社会に出ても役立つ内容がまとめてあり、卒業後も活用できると考えられる。価格も適当である。
調査結果に基づく選定理由		・ 題材ごとに実例や見本が豊富で、生徒にとって理解しやすいと思われる。 ・ 学習指導要領を踏まえた内容で、1段階・2段階の生徒の状況に応じた活用ができると考えられる。 ・ 題材が平成さくら支援学校の行事と関連しやすく、生徒も教員も使用しやすい教材である。

資料 1 - 3

選定理由書

熊本市立平成さくら支援学校

種目（ 数学 ） 著者名（ひとりだちするための算数・数学） 発行者（日本教育研究出版）		
調 査 の 観 点		調 査 の 結 果
内容 に 関 する こ と	構成（題材、配列等）	日常生活や社会生活を営む上で必要な、金銭管理や時間の計算など実生活に直結する基礎的な内容から、生活場面で使えるような計量やグラフ等、応用的な内容まで網羅され、幅広い構成となっている。
	学習効果（授業での使いやすさ、生徒への効果）	身近な題材を中心に学習内容が展開されており、生徒にとって自然な流れで主体的に学習に取り組むことができる。また、学習した後、実際に日常生活に生かすことができるようになっている。
	系統性（展開）	数量の処理や計算、単位、図形、表やグラフ、暦など学年進行で繰り返し使用することができる内容となっている。
	学習指導要領との関連等	教科の目標に対応している内容であり、1段階・2段階に応じた学習の展開が図れる内容である。また、実生活に必要な項目について、なじみのある場面を想定した題材となっているので、生徒への教育的効果は高いと考える。
体裁 に 関 わ る こ と	文字の大きさや分量、表記、図版、レイアウト等	文字の大きさも適当で、漢字にはルビがふってあり、生徒が自ら学習を進めることができる。また、実際の生活場면을想起するようなイラストが掲載されており、生徒が興味・関心を持ちやすいレイアウトとなっている。
	利便性、価格	在学時や卒業後の生活の中で、生徒が自分で知りたい内容を探しやすく、社会に出ても役立つ内容がまとめられている。価格も適当である。
調査結果に基づく選定理由		数量の計算や処理の基礎から金銭や時計等の実務まで、学習指導要領に沿った内容が網羅されている。また、イラストが多用しており、理解を促しやすい構成となっており、生徒の状況に応じた活用ができると考えられる。

(参考資料 1)

熊本市立平成さくら支援学校における使用教科用図書の採択基準等

熊本市教育委員会

平成 28 年 10 月 20 日制定

令和 2 年 9 月 3 日改定

熊本市立平成さくら支援学校で使用する教科用図書(以下、教科書と表記)については、以下の基準等に基づいて熊本市教育委員会が採択する。

1 採択基準

平成さくら支援学校の教科書については、「高等学校用教科書目録(当該年度用)」に登載されている教科書のうちから採択する。

ただし、学校教育法附則第9条の規定する図書は、「熊本市立特別支援学校の管理運営に関する規則」第13条第1項の規定により、学校長より提出された「教材使用承認願」をもとに採択する。

2 採択方法

- (1) 学校長は、採択希望教科書の選定を行い、選定理由書を付して教育委員会に届け出る。
- (2) 採択希望教科書の選定に当っては、学校長は、教科書選定委員会を設置し、教科書の内容等について十分な検討を行い、地域や学校の実態を考慮し、生徒の心身の成長、発達及び指導に適するものを選定する。
- (3) 教育委員会は、学校長から提出された採択希望教科書と選定理由書、または、「教材使用承認願」をもとに平成さくら支援学校の教科書採択を行う。

(参考資料 2)

熊本市立平成さくら支援学校教科書採択の手続きについて

教育委員会において平成さくら支援学校用教科用図書の採択基準を制定し、その基準に基づき採択する。

具体的には、実際の選定については平成さくら支援学校長に委ね、学校長から提出された採択希望をもとに教育長決裁で採択する。

* 小・中学校の採択手順に比して事務的にも簡略化されている理由は、以下の事情による。

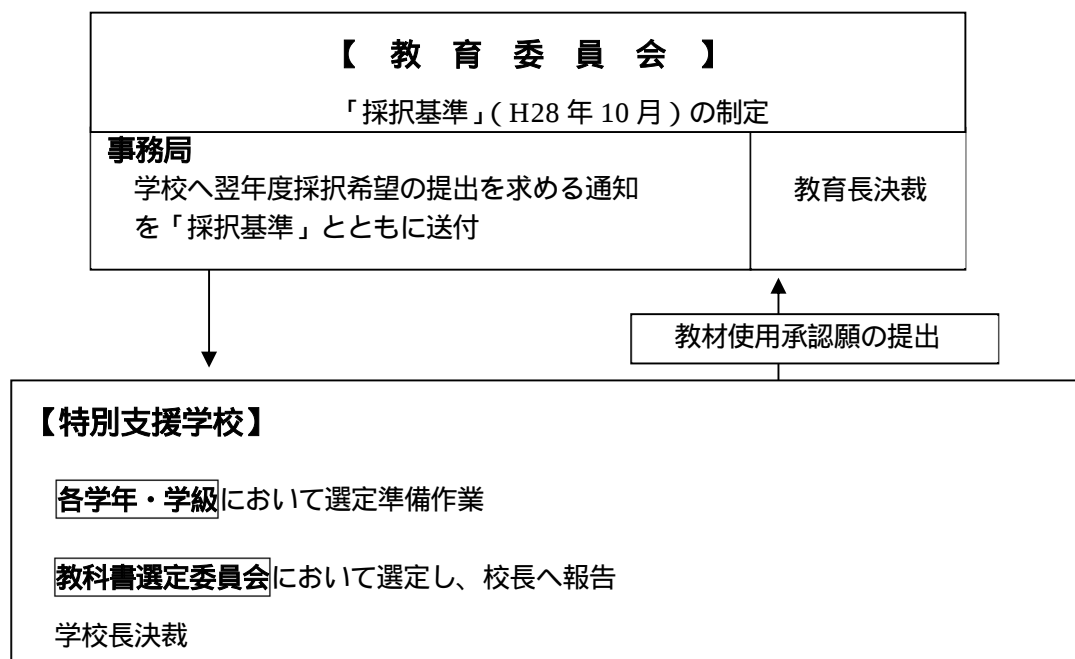
- 特別支援学校の教科書の選定においては生徒の実態把握と高い専門性が必要であること。
- 各学年、各教科、毎年の採択となり、その審査も度重なること。

< 参考 >

- 1 義務制と異なり、無償配布ではなく、公費負担がないこともあって、高等学校（特別支援学校高等部）の教科書の採択方法については法令上の定めがない。
- 2 公立の高等学校については、各学校の実態に即して、採択の権限を有する所管の教育委員会が採択を行っている。
- 3 特別支援学校で使用する教科書については、学校の教育課程や生徒の実態をもとに、熊本県をはじめ他都市の教育委員会で、各学校が選定し、提出したものを教育委員会で採択する方法をとっている。

例 熊本県教育委員会は、教科用図書採択の大綱を委員会で決定し、事務局において採択基準を定め、教科書の選定については、各学校長に委ね、学校から提出されたものを教育委員会で採択している状況。

< 採択事務の流れ >



特別支援学校及び特別支援学級で使用する教科用図書について

1 特別支援学校及び特別支援学級で使用する教科用図書に関する法律

学校教育法第 34 条第 1 項

小学校においては、文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学省が著作の名義を有する教科用図書を使用しなければならない。
(中学校第 49 条・特別支援教育第 82 条によりこれを準用)

学校教育法附則第 9 条

～特別支援学校並びに特別支援学級においては、当分の間、第 34 条第 1 項の規定にかかわらず、文部科学大臣の定めるところにより、第 34 条第 1 項に規定する教科用図書以外の教科用図書を使用することができる。

2 特別支援学校及び特別支援学級で使用する教科用図書の種類

- (1) 学校教育法第 34 条第 1 項に基づく文部科学省検定済教科書
 - ・ 同じ学年の教科書 (採択地区の検定済教科書)
 - ・ 高等部の検定済教科書
- (2) 学校教育法第 34 条第 1 項に基づく文部科学省著作教科書
 - ・ 特別支援学校知的障害者用 (☆本)
 - ・ 特別支援学校聴覚障害者用
- (3) 附則第 9 条教科用図書
 - ・ 一般図書 (絵本等)
 - ・ 下学年使用の検定済教科書
 - ・ 検定済教科書の拡大教科書、点字教科書

熊本市立特別支援学校の管理運営に関する規則

(教材の使用の承認及び届出)

第 13 条 特別支援学校が教科書に準じて使用する学校教育法 (昭和 22 年法律第 26 号) 附則第 9 条に規定する図書については、校長は、委員会の承認を得なければならない。

2 前項に規定するもののほか、特別支援学校が継続的かつ計画的に教科書の補充用として使用する教科書以外の教材については、校長は、あらかじめ委員会に届け出なければならない。

(参考資料 4)

学校教育法

第三十四条 小学校においては、文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学省が著作の名義を有する教科用図書を使用しなければならない。

学校教育法 附則

第九条 高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校並びに特別支援学級においては、当分の間、第三十四条第一項(第四十九条、第四十九条の八、第六十二条、第七十条第一項及び第八十二条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、文部科学大臣の定めるところにより、第三十四条第一項に規定する教科用図書以外の教科用図書を使用することができる。

第三十四条第二項及び第三項の規定は、前項の規定により使用する教科用図書について準用する。

(昭二八法一六七・全改、昭三六法一六六・平一〇法一〇一・平一一法一六〇・平一八法八〇・一部改正、平一九法九六・旧第百七条・一部改正、平三〇法三九・一部改正)